第十四章　中小企業
第十五章　経済協力及び技術協力
第十六章　政府調達
　附属書十六Ａ（透明性に関する情報を公表するために締約国が用いる紙面又は電子的手段）
第十七章　一般規定及び例外
第十八章　制度に関する規定
　附属書十八Ａ（ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関の任務）
第十九章　紛争解決
第二十章　最終規定
附属書Ⅰ　関税に係る約束の表
附属書Ⅱ　サービスに関する特定の約束に係る表
附属書Ⅲ　サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表
附属書Ⅳ　自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表

前文

この協定の締約国は、

二千十二年十一月二十日にカンボジアのプノンペンにおいて東南アジア諸国連合（以下この協定において「ＡＳＥＡＮ」という。）の構成国並びにオーストラリア、中国、インド、日本国、韓国及びニュージーランドの元首又は政府の長によって採択された地域的な包括的経済連携のための交渉の開始に関する共同宣言（地域的な包括的経済連携の交渉のための基本原則及び目的を承認したもの。）を想起し、

締約国間の既存の経済上の相互関係を基礎とするこの協定を通じて、地域における経済統合を拡大し、及び深化すること、経済成長及び衡平な経済発展を強化すること並びに経済協力を推進することを希望し、

新たな雇用機会を創出し、生活水準を向上させ、及び締約国の国民の一般的福祉を向上させるために締約国間の経済上の連携を強化することを希求し、

地域的及び世界的なサプライチェーンへの参加を始め、貿易及び投資を促進するための明確かつ互恵的な規則を定めることを希望し、

各締約国の権利及び義務であって、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定並びにＡＳＥＡＮの構成国とその自由貿易パートナー、すなわち、オーストラリア、中国、日本国、韓国及びニュージーランドとの間の現行の自由貿易協定に基づくものを基礎とし、

締約国間の異なる開発の水準、特別のかつ異なる待遇のための規定を含む適当な形態の柔軟性（特に、適当な場合にはカンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムのためのもの。）の必要性及び後発開発途上締約国のための追加的な柔軟性を考慮し、

後発開発途上締約国がこの協定に基づく自国の義務をより効果的に履行し、及びこの協定から得られる利益（後発開発途上締約国の貿易及び投資の機会の拡大並びに地域的及び世界的なサプライチェーンへの参加を含む。）を利用することができるよう、後発開発途上締約国によるこの協定への参加の増大を促進する必要性を考慮し、

良い統治並びに予見可能性、透明性及び一貫性があるビジネス環境が経済効率の向上並びに貿易及び投資の発展をもたらすであろうことを認識し、

公共の福祉に係る正当な目的を達成するために各締約国が規制を行う権利を有することを再確認し、

持続可能な開発に関する三本の柱が相互に依存しており、かつ、相互に補強し合うこと及び経済上の連携が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを認識し、

さらに、地域的な貿易に関する協定及び取決めが地域的及び世界的な貿易及び投資の自由化を加速する上で及ぼし得る肯定的な影響並びに開かれた、自由な、及びルールに基づいた多角的貿易体制を強化する上でのこれらの協定及び取決めの役割を認識して、

次のとおり協定した。

第一章　冒頭の規定及び一般的定義

第一・一条　地域的な包括的経済連携の自由貿易地域としての設定

締約国は、千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の規定に従い、この協定の規定に基づいて地域的な包括的経済連携を自由貿易地域としてここに設定する。

第一・二条　一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a)　「ダンピング防止協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。

(b)　「この協定」とは、地域的な包括的経済連携協定をいう。

(c)　「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ農業に関する協定をいう。

(d)　「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定をいう。

(e)　「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(f)　「現行の」とは、この協定が効力を生ずる日において効力を有することをいう。

(g)　「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(h)　「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。

(i)　「政府調達協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定をいう。

(j)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システム（解釈に関する通則、各部の注釈、各類の注釈及び各号の注釈を含む。）（世界税関機構により採用され、及び運用されるもの。）であって、千九百八十三年六月十四日にブリュッセルで作成された商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（その改正を含む。）附属書において定められ、並びに締約国によりそれぞれの国内法令の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(k)　「ＩＭＦ」とは、国際通貨基金をいう。

(l)　「ＩＭＦ協定」とは、千九百四十四年七月二十二日にブレトンウッズで採択された国際通貨基金協定をいう。

(m)　「輸入許可手続に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ輸入許可手続に関する協定をいう。

(n)　「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係法令に基づいて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体その他これらに類する組織を含む。）をいう。

(o)　「後発開発途上国」とは、国際連合が後発開発途上国に指定する国であって、後発開発途上国の区分を卒業していないものをいう。

(p)　「後発開発途上締約国」とは、後発開発途上国である締約国をいう。

(q)　「措置」とは、締約国がとるあらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(r)　「締約国」とは、この協定が効力を有する国又は独立の関税地域をいう。

(s)　「腐敗しやすい物品」とは、特に適当な保管条件を欠く場合において、その自然の特徴により急速に腐敗する物品をいう。

(t)　「者」とは、自然人又は法人をいう。

(u)　「個人情報」とは、特定された又は特定し得る個人に関する情報（データを含む。）をいう。

(v)　「船積み前検査に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ船積み前検査に関する協定をいう。

(w)　「ＲＣＥＰ」とは、地域的な包括的経済連携をいう。